改正派遣法に基づくマージン率の公開

改正派遣法に基づき、マージン率について公開致します。

【2020年度】 対象期間 2019年7月支払給与~2020年6月支払給与

所在地:〒815-0032 福岡県福岡市南区塩原3-26-18 第2幸田ビル501

| ① 派遣労働者の数 | 1 2名 |
|--------------------------|--|
| | |
| ② 派遣先の数 | 9 社 |
| | ※当事業所における派遣労働者1人1日(8時間)当たりの労働者派遣に 関する料金の平均額 |
| ③ 派遣の料金の平均額 | 3 2, 5 2 1 円 |
| | ※当事業所における派遣労働者1人1日(8時間)当たりの労働者派遣に 関する賃金の平均額 |
| ④ 派遣労働者の賃金の平均額 | 2 2, 4 7 2 円 |
| | |
| ⑤ マージン率 | 30.90% |
| | ・派遣労働者の範囲/派遣先で業務に従事す ・当該協定を締結している。 る従業員 |
| ⑥ 労使協定を締結しているか否かの別等 | ・有効期限の終期/2021年3月31日 |
| | ・資格取得支援制度有り |
| 7 派遣労働者のキャリア形成支援制度に関する事項 | ・新人研修及びキャリアアップ研修の実施 |

※マージン率は以下の計算式で算出されます。

派遣料金の平均額(③) - 派遣労働者の賃金の平均額(④) マージン率 = 派遣料金の平均額(③)

尚、マージンには、法定福利費(健康保険料・厚生年金保険料・労災保険料・雇用保険料などの 会社負担分)、その他経費(教育訓練費、福利厚生費、有給取得費、借上社宅費、業務上利用の リース等の車両費、募集採用費、労務管理費、事務所費、光熱費)などが含まれます。